

盛岡地区危険物安全協会規約

(名称)

第1条 本会は、盛岡地区危険物安全協会と称する。

(組織)

第2条 本会は、盛岡地区広域消防組合を構成する市町の区域内にある危険物施設の関係者で、本会の目的に賛同し、会員として加入したものをもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、盛岡地区広域消防組合消防本部と緊密な連絡を保ち、会員が相互に協調して危険物の取扱いと管理の向上を図るとともに、危険物に起因する事故の発生を防止することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 危険物の保安に関する啓蒙活動
- (2) 危険物関係法令の周知徹底
- (3) 危険物災害防止の啓発に関する印刷物の発行
- (4) 岩手県危険物安全協会連合会との連絡調整
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(事務所)

第5条 本会の事務所は、盛岡地区広域消防組合消防本部内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 15名以内
- (4) 監 事 2名

第7条 会長は、総会において会員が互選する。

2 副会長、理事及び監事は、総会に諮り、会員のうちから会長が委嘱する。

3 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

4 役員は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

5 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定める順位により、その職務を代理する。

3 理事は、重要事項を審議する。

4 監事は、本会の事務を監査し、理事会に出席して意見を述べるができる。

5 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、総会の議決を得るべき事項を専決処分することができる。

6 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の運営に関する諮問に応じ、意見を述べるができる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、盛岡地区広域消防組合消防本部予防課長をもって充てる。

4 事務局長は、会長の命を受け、会務を処理する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任

(5) その他理事会において必要と認めた事項

2 総会は、毎年定期に会長が招集する。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、総会に提案する議案その他の重要事項を審議し、決定する。

3 理事会は、会長が必要と認めるときに招集する。

4 理事会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

附 則

この規約は、平成11年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月12日から施行する。